

株式会社 谷 組・有限会社アフター

新型コロナウイルス感染について

当社では、感染拡大が続く状況を鑑み、当社における新型コロナウイルス感染症に関する対応要領を実施します。

この対応要領は、当社における新型コロナウイルス感染症発生時に、お客さまや取引先の皆さま、当社役職員と、それら家族の生命 safety を第一に考え、感染防止・対応措置を定め、防疫措置を適切に実施することより、被害の最小化と当社の社会的機能を維持することを目的に実施します。

また、新型コロナウイルスに関する情報は日々状況が変化していくため、政府及び北海道知事の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえながら、必要に応じて対応策を更新してまいります。

1. 対象期間 2020年3月6日（金）～2020年3月19日（木）

※状況により内容変更・期間延長を行う

2. 対象者 全社員

3. 職場における取組

- ① マスク、手洗い、咳エチケット、換気、アルコール消毒等のできる範囲の実行
- ② 多人数が密集する施設への自粛・密閉化の回避（会議・行事等）
- ③ 社内外での外部者との打合せ規模の縮小
 - i 来客等、社内の来客スペース及び会議室での打合せ（定期的な開閉）
 - ii 協力会社との社内外での打合せ（定期的な開閉）
- ④ 発注者への挨拶の自粛及び緊急性のない外出制限
 - i 社内外への連絡は、メール・電話等を活用し面会を避ける
- ⑤ 全社員における健康状態の把握の徹底及び励行
 - i 出勤前の自宅検温（37.5℃以上の場合は休業を指示）
 - ii 現場朝礼での体調不良の確認
 - iii 現場新規入場者への感染防止の教育
- ⑥ 感染者（社員及び社員の家族を含む）が発生した場合、全社員へ周知

4. 本人及び同居する家族に感染者・感染が疑われる社員への対応

37. 5°C以上の発熱が見られる場合は、出勤停止及び早退とし、特別休暇（有給）扱いとする。入社後に体調不良を感じた場合も（発熱がなく、風邪のような症状或いは体調不良の兆候が見られる場合）同様とする。また、同居する家族にも上記のような症状が出た場合も同様とする。

5. 子ども（保育園から小中高）を持つ社員への対応

子ども（保育園から小中高）を持つ社員が休校等に対応して休業する場合は特別休暇(有給)とする。

6. その他

社員が新型コロナウイルスに感染した場合、行政または医師の指示に従う。

令和2年3月6日(金)

株式会社 谷 組
有限会社 アフター
代表取締役社長 谷 博 之